

新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針（BCP）

令和2年4月24日策定

令和2年5月12日改訂

旭川医科大学危機管理室

レベル			研究活動	授業（講義・演習・実習）	学生の課外活動	会議等（研修・説明会を含む）	勤務体制
O	通常						
1	制限（小）	在勤地域に感染者が発生し、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、在宅勤務等（在宅勤務、時差出勤、休日の振替）を要する者がいる場合	○感染拡大に最大限配慮して、研究活動を行うことができるが、学生・研究員・研究スタッフ（以下、「研究室関係者」という。）は、密閉する、密集する、近距離での会話等を行う環境になっていないかを確認し、可能な限り現場での滞在時間を減らす。	○感染拡大防止措置を講じた上で、対面で実施する。 ○オンライン授業を積極的に利用する。	○感染防止に最大限配慮した上での許可とする。	○感染拡大防止措置を講じた上で、対面会議を行う。 ○テレビ会議やメール等による書面会議を推奨する。	○各部署は、通常と同様の範囲の業務を行う。 ○一部の職員に対して在宅勤務等を命じることなし、在宅勤務者に対しては、在宅で処理が可能な業務を行わせる。
2	制限（中）	①北海道知事ほか地方自治体から、平日の自宅待機その他の行動規制に関する要請があった場合 又は ②本学関係者に罹患者が発生し、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、必要と認める場合	○現在進行中の実験、研究を継続するために、必要最小限の研究室関係者のみ短時間の立ち入りを許可する。 ○新規の実験は始めない。	○オンライン授業を中心に行なう。 ○一部の演習、実験、実習等は感染拡大防止措置を講じた上で対面で実施する。	○全面禁止とする。	○感染拡大防止措置を講じた上で、対面会議を行う。 ○可能な限り、テレビ会議やメール等による書面会議へ移行する。	○各部署は、在宅勤務等により勤務体制の柔軟化を行うとともに、在宅勤務者の割合に応じ、優先度の高い業務を行う。
3	制限（大）	国が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づき、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき区域としたことに基づき、北海道知事から、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型コロナウイルスの感染の防止に必要な協力を要請された場合など	○以下の研究スタッフ（事情によっては大学院生・研究員も可）のみ研究室への立ち入りを許可する。ただし、可能な限り交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止する。 (1)中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ (2)進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ (3)生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ	○授業はオンラインのみで実施する。	○全面禁止とする。	○原則、テレビ会議やメール等による書面会議により実施する。 ○ただし、大学運営上必要最低限の会議等や秘匿情報等を取扱う会議等は、感染拡大防止策を講じた場合に限り、対面会議も可能とする。	○各部署は、在宅勤務等により勤務体制の柔軟化を行い、大学機能を最低限維持するための業務のみ行う。
4	活動の原則停止	大学を閉鎖せざるを得ない場合	○大学機能を最低限維持するため、部局長など組織代表者の許可の下、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみ立ち入りを可能とする。ただし、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止する。	○全ての授業を休講とする。	○全面禁止とする。	○会議等は原則延期又は中止とする。 ○ただし、大学運営上必要最低限の会議等や秘匿情報等を取扱う会議等は、感染拡大防止策を講じた場合に限り、対面会議も可能とする。	○大学施設の維持管理要員のみ出勤とする。

※ この行動指針は、感染フェーズの変化等、今後の状況に応じ、隨時見直しを行う場合がある